

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第24条の規定に基づき、京都大学事務本部における<u>監査室、課、室及びセンターの所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 <u>(1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。</u> <u>(3) 儀式その他重要な行事に関すること。</u> <u>(4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。</u> <u>(5) 個人情報の保護に関すること。</u> <u>(6) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</u> <u>(7) 本学の制度及び組織に関すること。</u> <u>(8) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。</u> <u>(9) 訟務に関すること。</u> <u>(10) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関すること。</u> <u>(11) 大学文書館に関すること。</u> <u>(12) 総長室に関すること。</u> <u>(13) その他他の部、課、室及びセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</u> (企画課)</p> <p>第3条 (1)～(8) (略) (広報課)</p> <p>第4条 広報課においては、次の事務をつかさどる。 <u>(1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u> <u>(2) 大学のホームページに関すること。</u> <u>(3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。</u> <u>(4) 本学の総合案内に関すること。</u> <u>(5) 大学記者室との連絡調整に関すること。</u> <u>(6) 情報公開に関すること。</u> <u>(7) その他広報に関すること。</u> (事務改革推進室)</p> <p>第5条 (1) (2) (リスク管理課) (略)</p> <p>第6条 (1)～(4) (人事課)</p> <p>第7条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 人事制度に関すること。</p> <p>(2) 人事評価に関すること。 (3) 研修等に関すること。 (4) 事務職員の人事計画に関すること。 (5) 定員管理に関すること。 (6) 職員の任免等に関すること。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第25条の規定に基づき、京都大学事務本部における<u>監査室、課及び室の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 情報公開に関すること。 (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) その他他の部、課及び室の所掌に属しない事務を処理すること。 (企画課)</p> <p>第3条 (1)～(8) (同左)</p> <p>(事務改革推進室)</p> <p>第4条 (1) (2) (リスク管理課) (同左)</p> <p>第5条 (1)～(4) (人事課)</p> <p>第6条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 (1) (同左) <u>(2) 就業規則に関すること。</u> <u>(3) 労働組合に関すること。</u> <u>(4) 栄典及び表彰に関すること。</u> <u>(5) 懲戒、服務等に関すること。</u> <u>(6) ハラスメントの防止に関すること。</u> <u>(7) 研修等に関すること。</u> (8) (同左)</p> <p>(9) (10) (11) (同左)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(7) 職員の給与の決定、支給等に関する<u>こと</u>。 (8) 退職手当に関する<u>こと</u>。 (9) 源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に関する<u>こと</u>。 (10) 住民税に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) その他人事に関する事務で職員課の所掌に属しない事務を処理する<u>こと</u>。 (職員課)</p> <p>第8条 職員課においては、次の事務をつかさどる。</p> | <p>(12) (13) (14) } (同 左)</p> <p>(15) (16) 共済組合に関する<u>こと</u>。 (17) 勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関する<u>こと</u>。 (18) 社会保険及び雇用保険に関する<u>こと</u>。 (19) 職員のレクリエーションに関する<u>こと</u>。</p> |
| <p>(1) 就業規則に関する<u>こと</u>。 (2) 懲戒、服務等に関する<u>こと</u>。 (3) ハラスメントの防止に関する<u>こと</u>。 (4) 栄典及び表彰に関する<u>こと</u>。 (5) 労働組合に関する<u>こと</u>。 (6) 社会保険及び雇用保険に関する<u>こと</u>。 (7) 共済組合に関する<u>こと</u>。 (8) 職員のレクリエーションに関する<u>こと</u>。 (9) 勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関する<u>こと</u>。</p> <p>第3章 渉外部 (渉外企画課)</p> | <p>第3章 渉外部 (渉外企画課)</p> |
| <p>第9条 渉外企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 渉外企画に関する<u>こと</u>。 (2) 京都大学基金に関する<u>こと</u>。 (3) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) その他渉外に関する事務で社会連携推進課の所掌に属しない事務を処理する<u>こと</u>。 (社会連携推進課)</p> | <p>第7条 } (同 左)</p> <p>(4) 総合博物館に関する<u>こと</u>。 (5) その他渉外に関する事務で広報・社会連携推進室の所掌に属しない事務を処理する<u>こと</u>。 (広報・社会連携推進室)</p> |
| <p>第10条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公開講座等に関する<u>こと</u>。 (2) 総合博物館に関する<u>こと</u>。 (3) その他社会との連携に関し、連絡調整する<u>こと</u>。</p> | <p>第8条 広報・社会連携推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関する<u>こと</u>。 (2) 大学のホームページに関する<u>こと</u>。 (3) 広報刊行物の編集及び発行に関する<u>こと</u>。 (4) 本学の総合案内に関する<u>こと</u>。 (5) 公開講座等に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 社会との連携に関し、連絡調整する<u>こと</u>。 (7) その他広報に関する<u>こと</u>。</p> |
| <p>第4章 財務部 (財務課)</p> <p>第11条 } (略)</p> <p>(1)～(5) (監理課)</p> <p>第12条 } (1)～(4) (経理課)</p> <p>第13条 } (1)～(5) (資産課)</p> <p>第14条 } (1)～(2)</p> <p>第5章 施設部 (企画課)</p> | <p>第4章 財務部 (財務課)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) (監理課)</p> <p>第10条 } (1)～(4) (経理課)</p> <p>第11条 } (1)～(5) (資産課)</p> <p>第12条 } (1)～(2)</p> <p>第5章 施設部 (企画課)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>第15条 (1)～(6) (略)</p> <p>第16条 環境安全保健課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 環境安全保健に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 環境安全保健に係る予算の経理に関すること。</p> <p>(3) 環境安全保健機構に関すること。</p> <p>(4) 環境安全保健のマネジメントに関すること。(整備課)</p> <p>第17条 整備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設整備の実施に関すること。</p> <p>(2) 部局の施設整備に係る指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) その他施設整備に係る技術的専門事項に関すること。(管理課)</p> <p>第18条 管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設の維持保全に関すること。</p> <p>(2) 電気設備の安全及び保安に関すること。</p> <p>(3) 電気、ガス及び水のエネルギー管理に関すること。</p> <p>(4) 吉田団地における基幹設備の運転管理に関すること。</p> <p>(5) 部局の維持管理に係る指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 共用施設の管理に関すること。</p> <p>(7) 本部構内の環境美化に関すること。</p> <p>(8) その他施設管理に係る技術的専門事項に関すること。</p> <p>第6章 情報部 (情報推進課)</p> <p>第19条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 電子事務局に関すること。</p> <p>(2) 事務用電子計算機システムの運用及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 業務システムの企画、開発及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) 国立学校汎用システムの維持管理及び連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 本部の事務組織等情報セキュリティに関すること。</p> <p>(6) 情報環境機構に関すること(情報基盤課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(7) 学術情報メディアセンターに関すること。</p> <p>(8) その他情報環境に関する事務で情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> | <p>第13条 (1)～(6) (同左)</p> <p>第14条 (1) (同左)</p> <p>(2) 環境安全保健機構に関すること。</p> <p>(3) 環境安全保健のマネジメントに関すること。(整備課)</p> <p>第15条 整備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設整備に係る建築工事及び土木工事の実施に関すること。</p> <p>(2) 部局の施設整備に係る建築工事、土木工事及び建物等の保全業務の指導並びに助言に関すること。</p> <p>(3) その他施設整備に係る建築工事、土木工事及び建物等の保全業務の技術的専門事項に関すること。(管理課)</p> <p>第16条 管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設整備に係る電気設備工事及び機械設備工事の実施に関すること。</p> <p>(2) 部局の施設整備に係る電気設備工事、機械設備工事及び建物設備等の保全業務の指導並びに助言に関すること。</p> <p>(3) 吉田団地における基幹設備の運転管理に関すること。</p> <p>(4) 共用施設の管理及び技術的専門事項に関すること。</p> <p>(5) その他施設整備に係る電気設備工事、機械設備工事及び建物設備等の保全業務の技術的専門事項に関すること。</p> <p>第6章 情報部 (情報推進課)</p> <p>第17条 (1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 業務システムの企画、開発、運用及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) 国立大学法人等の事務システム等に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(情報基盤課) 第 2 0 条 (1)～(5) } (略) 第 7 章 学務部 (学生課) 第 2 1 条 学生課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 学生の厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 学生の課外活動に関すること。 (3) カウンセリングセンターに関すること (職員課の所掌に属するものを除く。) (4) その他学生の厚生補導に関する事務で他に属しないこと。 (奨学厚生課) 第 2 2 条 奨学厚生課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 学生の奨学金に関すること。 (2) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。 (3) 学生のアルバイト及び下宿のあっ旋に関すること。 (4) 学生の寄宿舎に関すること。 (5) 学生の厚生事業に関すること。 (6) 学生の補導に関すること。 (7) その他学生の厚生福祉に関すること。 (キャリアサポートセンター) 第 2 3 条 キャリアサポートセンターにおいては、学生の進路に関する事務をつかさどる。 (教務企画課) 第 2 4 条 (1)～(6) } (略) (共通教育推進課) 第 2 5 条 (1) } (入試企画課) 第 2 6 条 (1)～(5) } 第 8 章 研究国際部 (研究推進課) 第 2 7 条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 研修員、内地研究員等に関すること (国際交流課の所掌に属するものを除く。) (3) 科学研究費補助金、その他研究関連補助金に関すること。 (4) 各種研究プロジェクト、研究助成金等の公募に関すること。 (5) 競争的資金等の獲得に係る企画、立案等に関すること。 (6) 寄附金の受入れに関すること。 (7) 安全保障輸出管理に関すること。 (8) 競争的資金等の適正使用に関すること。 (9) 女性研究者支援センターに関すること。 (10) 次世代研究者育成センターに関すること。 (11) その他研究国際部の所掌事務で産官学連携課、国際交流課及び留学生課の所掌に属しない事務を処理すること。 (産官学連携課)</p> | <p>(情報基盤課) 第 1 8 条 (1)～(5) } (同 左) 第 7 章 学務部 (学生課) 第 1 9 条 (1) } (2) } (3) カウンセリングセンターに関すること (人事課の所掌に属するものを除く。) (4) } (奨学厚生課) 第 2 0 条 (1) } (同 左) (2) } (3) 学生のアルバイトのあっ旋に関すること。 (4) } (5) } (同 左) (6) } (7) 学生の進路に関すること。 (8) その他学生の厚生福祉に関すること。 (教務企画課) 第 2 1 条 (1)～(6) } (同 左) (共通教育推進課) 第 2 2 条 (1) } (入試企画課) 第 2 3 条 (1)～(5) } (同 左) 第 8 章 研究国際部 (研究推進課) 第 2 4 条 (1) } (同 左) (2) } (3) 科学研究費助成事業、その他研究関連補助金に関すること。 (4) } (5) } (同 左) (6) } (7) } (8) } (9) } (10) 白眉センターに関すること。 (11) (同 左) (産官学連携課)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>第28条 (1)～(5) (国際交流課)</p> <p>第29条 (1)～(13) (留学生課)</p> <p>第30条 (1)～(5) 第9章 監査室 (監査室)</p> <p>第31条 (1)～(3) 第10章 その他</p> <p>第32条 第2条から前条までに定める室、部課及びセンターにおける事務の分掌は、当該室長、部長又はセンター長が定める。</p> | <p>第25条 (1)～(5) (国際交流課)</p> <p>第26条 (1)～(13) (留学生課)</p> <p>第27条 (1)～(5) 第9章 監査室 (監査室)</p> <p>第28条 (1)～(3) 第10章 その他</p> <p>第29条 第2条から前条までに定める室及び部課における事務の分掌は、当該室長又は部長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年6月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> |
| (略) | (同 左) |